

○飯塚市地域活性化商品券発行事業補助金交付要綱

平成27年5月12日

飯塚市告示第177号

(趣旨)

第1条 この告示は、飯塚商工会議所及び飯塚市商工会が連携して市内の消費の喚起を促進させ、地域経済の活性化を図るために行う地域活性化商品券発行事業に要する経費の全部又は一部を補助する飯塚市地域活性化商品券発行事業補助金(以下「補助金」という。)の交付について、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) プレミアム 商品券の販売額に一定割合を乗じて得た金額
- (2) 地域活性化商品券 プレミアム分を割増した商品券
- (3) 商工会議所 商工会議所法(昭和28年法律第143号)に基づく商工会議所
- (4) 商工会 商工会法(昭和35年法律第89号)に基づく商工会
- (5) 補助事業者 地域活性化商品券発行事業を行う者

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、補助事業者とする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、次の各号の経費とし、予算の範囲内において補助金を交付する。

- (1) 地域活性化商品券のプレミアムに係る経費
- (2) 地域活性化商品券発行事業に要する事務経費のうち、市長が必要と認めるもの

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとするものは、飯塚市地域活性化商品券発行事業補助金交付申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、申請内容に不備があると認めるときは、前項の規定に基づき申請した者に、その補正を求めることができる。

(補助金の交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当であると認めるときは、飯塚市地域活性化商品券発行事業補助金交付決定通知書

により申請した者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定に基づき交付決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するために、必要な条件を付することができる。

(補助事業の変更等)

第7条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)について、次に掲げる事由が生じるときは、あらかじめ飯塚市地域活性化商品券発行事業補助金交付変更等承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、事業計画の細部の変更であって、補助事業の目的に支障を来すことなく、かつ、事業能率の低下をもたらさないことが明らかな軽微な変更についてはこの限りでない。

- (1) 補助事業の内容の変更をしようとするとき、又は補助金の額の変更を受けようとするとき。

- (2) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

- 2 市長は、前項の承認申請書の提出があったときは、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付して、飯塚市地域活性化商品券発行事業補助金交付変更等承認(不承認)通知書により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに飯塚市地域活性化商品券発行事業補助金実績報告書を市長に提出しなければならない。

(補助金等の額の確定)

第9条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、又は必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金等の交付の決定の内容(第7条に基づく承認をした場合は、その承認した内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、飯塚市地域活性化商品券発行事業補助金確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

(関係書類の整備)

第10条 補助事業者は、補助金に係る経費についての収支の真実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。